

## 印刷機利用に関する規則

### 1. 印刷機利用が可能な団体及び学生等

#### (利用可能な団体)

印刷機利用が可能な団体は学生会館連絡委員登録があり、活動計画書が認められた団体に限る

#### (利用可能な学生等)

教養学部の指針に則り、東京大学の構成員のみとする

### 2. 禁止事項

#### (禁止する活動)

ロビーにおけるミーティング、飲食など印刷に関わらない作業

### 3. 活動可能な範囲

#### (活動可能な範囲)

ロビーのみ活動を認める

### 4. 申請書・参加者リスト・活動計画書

#### (提出の義務)

印刷機利用する団体は学生会館委員会の定める申請書、参加者リスト、活動内容及び感染対策を記述した活動計画書を学生会館運営委員会に提出すること

#### (許可)

学生会館運営委員会は提出された活動計画書を審査し許可不許可を決定する

### 5. 活動の停止

規則が守られていないなど利用状況により学生会館運営委員によりこの措置を一部又は全部停止させることができる

感染拡大の状況や大学からの要請により学生会館委員会の決定で制限緩和が停止される場合がある

## 印刷機利用に関するガイドライン

### 1. 印刷機利用に対する感染症対策

館内で活動を行う場合は以下のことを守らなければならない

- ・ 間隔を 1m 以上とること
- ・ 必要最低限の人数で行うこと(最大 3 人までとする)
- ・ 構成員同士の接触は避けること
- ・ 基本的に物品の共有は行わないこと
- ・ 共有が必要なものは使用前に消毒すること
- ・ 印刷機の使用後は印刷機の消毒を行うこと
- ・ マスクを着用すること

部室において活動の準備を行う場合は、以上のことに加え、以下のことを守らなければならない

- ・ 換気をする
- ・ 同時に 3 人以上が滞在しないこと
- ・ 物品の取り出し以外は行わないこと

### 2. その他の感染症対策

ロビー利用を行うものは以下のことを守らなければならない

- ・ 利用の前後 1 週間は検温を行い記録すること
- ・ 検温において、1 日でも 37.5 度を超えた場合及び、平熱と比べ高い体温が 3 日以上続く場合は参加しないこと
- ・ 保健所により濃厚接触者とされた者は陰性が確認されるまで参加しないこと
- ・ 健康に不安がある場合、感染が疑われる人との接触があった場合は参加しないこと
- ・ 感染者の行動追跡のために、場所ごとに貼られた二次元コードから利用した場所の時間を登録すること
- ・ 可能な限りオンラインによる活動を行い、対面での活動は必要最低限に留めること
- ・ 各活動分野において推奨されている感染症対策を活動計画に盛り込み、遵守すること
- ・ 東京大学の課外活動再開にむけての方針 (<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/policy-about-restart-of-activities.html>) と教養学部長発表の課外活動再開にあたっての注意 ([https://www.c.u-tokyo.ac.jp/COVID19\\_20200731.pdf](https://www.c.u-tokyo.ac.jp/COVID19_20200731.pdf)) を遵守すること
- ・ 参加者全員が COCOA をインストールすること
- ・ 各活動分野において推奨されている感染症対策を活動計画に盛り込み、遵守すること